

平成18年度第1回

小金井市まちづくり委員会会議録

平成18年度第1回

小金井市まちづくり委員会会議録

○日 時 平成18年3月29日（木曜日） 午後2時から午後4時まで

○場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

出席委員 9名

委員長	高橋賢一	委員		
委員長代理	渡辺真理	委員		
	池内隆司	委員	今井啓一郎	委員
	柏原君枝	委員	西畠正	委員
	中根春吾	委員	鹿野春雄	委員
	塩野静男	委員		

欠席委員 1名

細見正明 委員

市長

稲葉孝彦

事務局職員

都市建設部長	大矢光雄	開発指導担当課長	大関清和
計画課開発指導係長	関根久史	計画課主査	門田恒三
計画課開発指導係主事	田嶋隆行		

(事務局から、写真撮影及び議事の録音、現在の議席が仮議席であることを説明)
(市長が辞令交付、挨拶を行い退席)

【事務局】 各委員に自己紹介をお願いします。

【高橋委員】 都市計画マスタープラン策定に取りまとめ役として参加した経緯があったため、今回まちづくり委員への委嘱されたのではないのでしょうか。

【西畠委員】 弁護士を始めて30年になります。実家が小金井にあるため、市との関わりは40年ほどになります。小金井をいいまちにする手伝いをしたいと思います。

【渡辺委員】 建築の分野から意見を述べる機会があったら、意見を述べさせていただきたいと思います。

【柏原委員】 昔小金井に住んでいたころの気持ちを思い出し、公募論文を書きました。小金井をいいまちにするのは今しかないと感じています。

【今井委員】 東小金井北口の商店会の会長と商工会の理事を務めているので、商工者寄りの考えになるかもしれません。

【池内委員】 一時期離れたことはありますが、10年以上小金井に住んでいます。小金井はいろいろな形で注目を浴びる市ですが、役に立てればと思います。現在、外資系の医療機器の販売をしており、関東近辺のエリアを担当しています。

【鹿野委員】 小金井消防署予防課長を務めています。3月31日付で退職する予定で、後任は伊藤敏彦が着任の予定です。任期が非常に短く恐縮ですが、委員会の内容は後任に引き継ぐつもりです。

【中根委員】 小金井警察署の生活安全課長を務めています。安全安心のまちづくりに関する意見が多くなると思います。いろいろな見方で安心安全があると思いますが、意見交換などもできればいいと思います。

【事務局】 本日は欠席していますが、東京農工大学大学院の細見教授にも委員に就任いただいています。分野は環境です。

また、少し遅れて参加する予定ですが、市の職員として、塩野開発事業本部長も委員に任命しています。

事務局の職員は、大矢都市建設部長、大関開発指導担当課長、都市建設部計画課開発指導係の関根係長、門田主査、田嶋主事です。

次に、大矢都市建設部長から、まちづくり委員会の運営について説明を行います。

【大矢都市建設部長】 まちづくり委員会は、まちづくり条例に定められた委員会であるため、まず本条例の策定過程について説明をさせてもらい、その後に事務局から細部について説明を行います。

本条例の策定は平成14年6月29日開催の市民会議から始まり、多数の参加者、会議を経て平成18年第1回定例会で議決されました。策定委員会の答申には法を超えた部分があったため、一部修正を行った上で議案とさせていただきました。

条例の制定には、多くの時間をかけたことを報告させていただきます。

【事務局】 (小金井市まちづくり委員会運営規則の説明)

同じメンバーになるとは思いますが、組織改正のため、来年度の庶務は都市整備部まちづくり推進課で行います。

まちづくり委員会の役割は、主に以下の6点です。

- 1 地区まちづくり準備会認定に際し意見聴取
- 2 地区まちづくり協議会認定に際し意見聴取
- 3 テーマ型まちづくり協議会認定に際し意見聴取
- 4 地区まちづくり計画の素案の提案に対する意見聴取
- 5 地区まちづくり計画を決定する際の意見聴取
- 6 テーマ型まちづくり提案が市の施策に整合し、有益か判断する際の意見聴取

その他にも大規模土地取引行為の届出に対する助言や、土地利用構想の指導、助言をする際、勧告、公表をする際など、必要に応じて意見を聴きたく存じます。

以上が委員会の概要ですが、何か質問はございますか。

【今井委員】 地区まちづくりはどのような単位が地区になるのでしょうか。まちづくり準備会の認定対象は数人の会なのか、商店会の等の大きな組織なのでしょうか。

【事務局】 地区まちづくり計画は、将来都市計画法に基づく地区計画に移行することも望まれるので、地区の規模は5,000㎡の敷地を目安としています。その地区の住民の人数及び面積で3分の2ずつの同意が必要です。

【高橋委員】 テーマ型まちづくり提案にどのような要件が必要でしょうか。

【事務局】 市民等が提案したものを市の施策として生かしていくという趣旨なので、要件は定めていません。

【今井委員】 市のほうから認定するよう要請がある場合もありますか。

【事務局】 いいえ、市民からの提案が必要です。

【今井委員】 3分の2の同意は誰が取るのでしょうか。

【事務局】 対象地区の住民です。

【今井委員】 同意をとった後、申請するのでしょうか。

【事務局】 はい。

【今井委員】 5,000㎡の敷地で住民の3分の2の同意を得るのは不可能ではないのでしょうか。署名でもいいのでしょうか。

【事務局】 署名で結構です。土地利用に規制をかけることになるので、地区住民の一定の合意は必要です

【高橋委員】 委員の方には、まちづくり条例をある程度見ていただく必要があると思いますが、「ホームページを見ればわかる」など任せきりにするわけではなく、市の方から資料を配布すべきです。その上で各委員に勉強していただき、委員会に望んでもらうべきではないのでしょうか。

【事務局】 事前に資料をお渡ししておらず、申し訳ありません。後ほど、事務局で配付させていただきます。

(塩野委員入室)

【事務局】 市の職員の塩野です。挨拶をお願いします。

【塩野委員】 遅れて申し訳ございません。

東小金井駅北口の区画整理及び武蔵小金井駅南口の再開発など、駅周辺のまちづくり担当しています。長年このような協議会を経験してきたので、それを生かしたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。他に質問はないのでしょうか。

【渡辺委員】 地区まちづくり協議会の区域どりを恣意的なものにすれば、地域の意見を的確に反映できないのではないのでしょうか。その調整はどこが行うのでしょうか。

【事務局】 この委員会で意見を聴くことになるとは思いますが、こちらで内容を決めることまではできません。

【渡辺委員】 提案や意見が出てきた際、採用するかどうかを最終的に判断するのは市でしょうか。

【事務局】 はい。しかし、その際、まちづくり委員会の意見を聴くことになると思います。

【渡辺委員】 都市計画決定されるとなると一定の強制力を持つので、地区まちづく

り協議会の区域どりはかなりの重みを持っているのではないのでしょうか。公平、公正に区域どりができているかをチェックできるか、心配です。

【事務局】 その際は、公平になるように調整したいと考えています。

【西畠委員】 今ご指摘があったことは、事前相談などの中で将来のまちづくりの枠組みを考慮した上で、事務局で指導するべきではないだろうか。

【事務局】 当然、案件を委員会に諮問する前に、事務局で内容を精査いたします。そこで委員会の諮問が必要となればお諮りし、採択されれば計画がどんどん広がっていくという施策になっています。地区まちづくり計画については、地区計画までもっていくことを理想と考えていますが、その前段階のものは多数出てくると思います。その案件が、取り組みに値する事業か否かを委員会で諮っていただきたいと存じます。最初に挙がってきた計画が完璧なものであるというわけではなく、進化するものと考えていただきたく存じます。

【高橋委員】 他に3つほど質問があります。まず、この委員会は市長から諮問を受けて審議をするとなっています、形は諮問審議でしょうか。

【事務局】 申請等があった際や、事務局で諮問の必要があると判断したときに委員会を招集していただき、意見を聴取します。

【高橋委員】 次に、都計審等、他にも公的な審議会があり、まちづくり委員会が万能ではないということを各委員に理解いただきたい。

【今井委員】 実はたいしたことができない委員会なのではないでしょうか。

【高橋委員】 いろいろな専門家に集まってもらったり、市民の意見を聴いたり、委員会から意見を述べるなどの役割を担うということでしょう。

【事務局】 はい。しかし、他市の状況を聞くと、案件のないこともあるようです。今後、事務局にとって、制度の周知を行うことは責務です。ちなみに、狛江市は年に数回の開催と聞いています。

【高橋委員】 2回と聞いています。

【事務局】 現在はほとんど案件がないという話ですが、小金井市は今、大きく変わろうとしています。テーマ型まちづくり提案については、フリーな内容であるため、多数提案があると思います。それに対して審議いただいて、ゴーサインが出れば支援をしていくということを考えています。

【渡辺委員】 都市計画のことは、言葉はわかりやすいが、実際は難しい。都市計画審議会でもわかりやすく説明していただきました。

テーマ型まちづくりは、市民に期待されているのではないのでしょうか。地区まちづくりは市民がやろうと思っても難しいが、テーマ型まちづくりはそれに比べ市民の声を反映しやすいと思います。しかし、誰も知らなければ声は上がりません。市報などで何度でも周知を行って欲しい。先ほど高橋委員からホームページの話が出ましたが、市のホームページを見る市民の意識は高いので、市民がホームページを見る流れを作って欲しい。他市と比較して小金井市では案件が多く、運営が難しくなる程度でなければ委員として張り合いがありません。しかし、案件は委員から提案できるものではないので、周知を積極的にやって欲しい。もし案件が少ないようなら、そのことについてこの場で審議する必要があると思います。

【今井委員】 補助金は小金井市のものでしょうか。

【事務局】 はい。

【今井委員】 ハード面ではそうですね。

【事務局】 準備会、協議会で審議を行う件に対する補助金として、委員会で設置が採択されれば支出します。

【事務局】 次に、議題に入りたいと思います。

今回は初回のため、委員長が選任されていません。各委員から異議がなければ、委員長の選任まで事務局が議事を進行したいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 異議なしということなので、委員長の選任まで事務局が議事進行を行います。

委員長の選出については小金井市まちづくり委員会運営規則第2条第1項の規定により、委員の中から互選を行うとなっています。事務局は高橋委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 異議なしということなので、高橋委員を委員長と決定します。高橋委員には、委員長席への移動と、就任の挨拶をお願いします。

【高橋委員長】 高橋です。指名があったので、議事進行を担いたく思います。先に市長から話がありましたが、この委員会は条例に基づく委員会です。大元は都市計画法の改正からきています。大変重要な役割を担わされる可能性がありますので、各委員にも条例を精読いただき、慎重かつ積極的な意見、指摘をお願いした

く思います。

【事務局】 委員長が決定しましたので、議事進行を委員長に譲ります。

【高橋委員長】 議案1の後段、委員長代理の指名を行います。これは委員長があらかじめ指名する規定となっているため、渡辺委員を指名します。

(異議なし)

【事務局】 渡辺委員、代理席に移動を願います。

【高橋委員長】 次に、議席の決定を諮ります。現在の議席のまま決定することとしたいのですが、いかがでしょうか。

異議がないようなので、現在の議席で決定します。

次に、委員会運営上の確認事項を事務局に求めます。

【事務局】 議事録の取り扱いについて、小金井市市民参加条例第5条に基づき、委員会に諮ります。

まず、議事録の作成方法についてですが、全文記録、発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録を案として挙げますので、その中から決定していただきたく思います。

また、議事内容による発言者名の公開・非公開の取り扱いについてもお諮りします。事務局としては、発言内容ごとの要点記録及び原則発言者名かつ議事内容によって非公開としたいのですが、いかがでしょうか。

【今井委員】 発言者名を非公開とする場合の手続きはどうするのでしょうか。

【事務局】 非公開とする必要がある際に、委員会で諮ることにさせていただきたいと思います。

【今井委員】 その都度諮るのでしょうか。

【事務局】 はい。

【高橋委員長】 議案の内容で判断し、諮った上で非公開としたい。

【事務局】 原則公開、非公開にする際は委員会で諮るという形をお願いします。

【高橋委員長】 議事録の案文は事務局で作るとして、各委員に配布し、意見を聴いた上で決定するのでしょうか。要点記録で問題がなければお任せするということなのではないでしょうか。

【事務局】 お任せいただければと思います。

【今井委員】 議事録は後で配布されるのでしょうか。

【事務局】 配布します。内容に異議があれば訂正しますが、テープ起こしをするの

で、あまり齟齬はないと思います。

【高橋委員】 その議事録は情報公開の対象になりますか。

【事務局】 なります。

【今井委員】 議事録そのものが情報公開の対象になりますか。

【事務局】 なります。議事録は、情報公開コーナーで閲覧に供します。

委員名非公開の議事が情報公開の対象となった場合、委員会を開催し、その可否について諮ることになります。

【高橋委員長】 今回は初回ということなので、他にご意見はあるでしょうか。

先ほど配付いただいた条例の条文についてはご覧になっていただいて、他に資料が欲しいという話がありましたら、事務局に依頼するということにいたします。

【今井委員】 今回の公募は、何人くらい来たのでしょうか。

【事務局】 15名です。

【今井委員】 多数の中から選ばれたのと少数の中から選ばれたのとの気持ちの問題がありますね。

【池内委員】 次回でも結構ですが、地区まちづくり計画とテーマ型まちづくりに関して、条例を読むだけではわかりにくいので、理解の手助けをするために、他市の事例などを紹介してもらえるとありがたいです。

【今井委員】 イメージがわきにくいですね。

【池内委員】 事例集みたいなもの結構なので、次回までに用意してもらえればよいと思います。

【今井委員】 5,000㎡とは、どのくらいの広さなのでしょう。70mかける70m程度だから、さほど大きくないでしょうか。

【事務局】 小学校の校庭より少し小さいくらいの規模でしょうか。

【今井委員】 地区といっても、本当に小さいですね。

【柏原委員】 市内には小規模開発が多いですね。

条例ができる前に、どのような議論がされているか知るため市民会議に出たことがあります。よくここまでまとめられたと思います。

テーマ型まちづくりでも市によっていろいろなイメージがあり、市民会議であった例や、それ以外に興味のあるまちもありますが、小金井は小金井だろうと思います。ですから、小金井にはまちづくりに強い思いを持った方が多いのではないかと思います。

その思いが委員会にあがってくるとは言い切れませんが、ある程度の情報収集をしてはどうかと思います。

【今井委員】 公募の案内に平成18年に1回、平成19年に2回とあったので、定期的、形式的な委員会かと思ったのですが、案件があれば当然に開催回数は増えるのでしょうか。

【池内委員】 僕の理解では、案件が多ければそれだけ開催回数も増やすのですが、他市も数回程度しか開催していません。先ほどの柏原委員の話ではないですが、多くの方に関心を持ってもらい、月に一度は開催しなければならないくらいになれば、まちも賑やかになっていいのではないかという感じがあります。

【高橋委員長】 予算要求の都合上、回数を決めているわけで、案件が増えれば、開催回数は増えることでしょう。

【今井委員】 重要な委員会であると認識しているので、必要な知識をつけるため、資料等があればいいと思います。

【高橋委員長】 今回は初回の会合なので、いろいろな疑問があるかと思います。その点については事務局と相談してもらおうこととして、他になれば本日の議案は終了させていただきたく思います。何か質問はありませんか。

【池内委員】 次回の日程は早めに出していただかないと、都合がつけにくい。

【今井委員】 平日の昼間に開催ですからね。

【高橋委員長】 来年度の予定はありますか。

【事務局】 来年度は、案件が出てくるとに開催したいと考えています。

【高橋委員長】 今日の時点では予定がないということですが、案件が出てきそうになりましたら、早めに開催日の調整を行ってください。

【事務局】 はい。時間は、午前中、今くらいの時間で開催したいと思います。

【今井委員】 目安として、いつぐらいに調整するのでしょうか。

【事務局】 2週間ぐらい前にお知らせするとして、その1週間前には委員長と相談したいと考えています。委員全員から都合のつく日にちを聴取した上、参加人数の一番多い日を開催日とさせていただきたいと思います。

【高橋委員長】 テーマを公募してコンクールを行えば、多数の案件が集まるはずですが、そのようなことは考えているのでしょうか。

【事務局】 そこまでは考えていませんが、事務局として幅広く周知し、市民に受け入れられるような環境づくりをしなければなりません。

【高橋委員長】 それでは、今日はこれにて閉会したいと思います。